

## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 件名

第2期横浜市依存症対策地域支援計画策定支援業務

### 2 業務の内容

別紙1「業務概要」のとおり

概算業務価格（上限）は、約25,300千円（税込）です。

### 3 提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たし、かつ(3)及び(4)の要件を満たす者としてします。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和5・6年度の一般競争入札有資格者名簿に登録され、かつ、当該契約に対応するとして定めた次の営業種目・細目について、2位以内に登録が認められた者であること。
  - ・営業種目「320：各種調査企画」細目「A：市場・世論調査」及び「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」
- (2) 令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿には、まだ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記(1)と同様の営業種目・細目について、順位2位以内で現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する者であること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

### 4 プロポーザル参加の手続き（参加意向申出書の提出）

本プロポーザルに参加する場合は、下記の提出書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年12月5日（木） 17時まで（必着）
- (2) 提出書類
  - ア 参加意向申出書（様式1）
  - イ 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録申請中である場合は、申請中であることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し）
- (3) 提出先及び方法
  - ア 提出先  
横浜市健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課 担当 久保

住所：〒231-0005 横浜市中区本町2丁目22番地 京阪横浜ビル10階

電話：045-662-3554 FAX：045-662-3525

電子メール：kf-izon@city.yokohama.lg.jp

#### イ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません。

また、持参以外の場合は到達確認を行ってください。

### 5 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書の提案資格を確認し、3の提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（様式2）により通知します。また、併せて、プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を送付します。

#### (1) 通知日

令和6年12月10日（火）までに行います。

#### (2) その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

### 6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式4）の提出をお願いします。

提出された質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に通知します。なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和6年12月17日（火） 17時まで（必着）

(2) 提出先 4(3)アと同じ

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（持参以外は到着確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法 令和6年12月23日（月）までにホームページに掲載します。

### 7 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成し、（提案様式1から8まで）とともに提出してください。

(2) 用紙の大きさは、原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とします。ただし、記述内容により、見やすさ等に配慮してA4版横又はA3版（綴じる際はA4版の大きさに折り込んでください）の使用は可能です。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書（**提案書様式1**）

本様式を表紙としてください。

イ 法人の概要について（様式自由）

次の項目について記載してください。

- (ア) 法人の定款、寄付行為又はこれに準じる書類
- (イ) 規約等
- (ウ) 法人の組織図
- (エ) 法人の概要がわかるパンフレット等
- (オ) 役員の名簿及び代表者の履歴を記載した書類

ウ 法人の業務経歴（**提案書様式2**）

エ 業務実施体制（**提案書様式3**）

オ 予定従事者の業務経歴等（**提案書様式4**）

カ 提案内容（**提案書様式5**）

- (ア) 依存症の現状と課題について
- (イ) 依存症対策を進めるうえでの関係分野・機関との連携の考え方
- (ウ) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の全体構成（章立て）に関する提案
- (エ) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の提案（内容・施策・ページ構成等）
- (オ) 依存症の実態把握に向けた効果的な調査方法の提案
- (カ) 作業スケジュール

キ その他（**提案書様式6**）

ク 法人としての取組（**提案書様式7**）

ケ 参考見積書（任意様式）

コ 提案書の開示に係る意向申出書（**提案書様式8**）

(4) 提案資格者の条件は、次のとおりとします。

ア 提案者の業務経歴

法人は、下記に示す業務について2件以上の実績を有するものとします。

- (ア) 精神保健福祉分野に関する計画策定業務、運営企画業務及び調査検討業務
- (イ) 障害福祉分野に関する計画策定業務、運営企画業務及び調査検討業務
- (ウ) 福祉保健・医療分野に関する計画策定業務、運営企画業務及び調査検討業務

イ 担当者に必要とされる同種又は類似業務の実績

総括担当者は、下記に示す業務について2件以上の実績を有するものとします。

- (ア) 精神保健福祉分野に関する計画策定業務、運営企画業務及び調査検討業務
- (イ) 障害福祉分野に関する計画策定業務、運営企画業務及び調査検討業務
- (ウ) 福祉保健・医療分野に関する計画策定業務、運営企画業務及び調査検討業務

ウ 手持ち業務量

委託期間中の手持ち業務量が分かるように、本委託業務以外に並行して担当する業務について記載すること。

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述して下さい。
- イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計（調査・検討）の内容が具体的に表現されたものは認めません。
- ウ 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は認めません。
- エ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

## 8 提案書の提出

### (1) 提出方法

- ア 提出部数 7部（正1部、複写用6部）
- イ 提出先 4(3)アと同じ
- ウ 提出期限 令和7年1月8日（水） 17時（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

### (2) その他

- ア 様式の定めがあるものについては、所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 提案内容の変更は認められません。
- カ 提案書提出後、本業務への提案を取り下げの場合は、「参加取下書（様式5）」を、4(3)に記載の提出先及び提出方法にて提出してください。

## 9 評価基準

別紙2「提案書評価基準」のとおり

## 10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和7年1月中旬頃
- (2) 実施場所 横浜市の指定する場所
- (3) 出席者 総括責任者又は主任責任者を含む3名以下としてください。
- (4) 内容 提案者からのプレゼンテーション、質疑応答
- (5) その他 日時・場所等の詳細については別途お知らせします。

## 11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	健康福祉局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	第2期依存症対策地域支援計画策定支援業務に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	健康福祉局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局長</li> <li>・ 総務部長</li> <li>・ 地域福祉保健部長</li> <li>・ 健康推進部長</li> <li>・ 生活福祉部長</li> <li>・ 障害福祉保健部長</li> <li>・ 高齢健康福祉部長</li> <li>・ 総務課長</li> <li>・ その他委員長が必要と認める者</li> </ul>	健康福祉局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活福祉部長</li> <li>・ 総務課長</li> <li>・ 福祉保健課長</li> <li>・ 障害施策推進課長</li> <li>・ 精神保健福祉課長</li> <li>・ こころの健康相談センター長</li> </ul>

## 12 特定・非特定の通知（様式6）

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知時期 令和7年3月7日（金）までに行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までには提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 13 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案者は、本プロポーザルのために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

## 14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市健康福祉局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) プロポーザルにより特定された受託候補者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以降又は指名通知の日以降、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以降の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

#### 15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

#### 16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要する。
- (4) この契約は、本市契約約款を適用することとします。
- (5) この契約は、令和7年度横浜市各会計予算が令和7年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。